議会役員改選される

議長 佐藤栄太郎氏
副議長 浅見良一氏

議会常任委員の任期（二年）が満了したことと、申し合せによる正副議長の辞任があったため、さる五月六日の臨時議会で役員等の改選が行なわれました。

議長選挙では、前議長の原清衛、鈴木新太郎、佐藤栄太郎の三氏が立候補。投票の結果、佐藤栄太郎氏が十三票を獲得して新議長に当選しました。副議長選挙では、前副議長の浅見良一及び阿部由平の二氏が立候補し、投票の結果浅見良一氏が十二票を獲得して副議長に再選されました。

議長
佐藤栄太郎氏

副議長
浅見良一氏

総務文教常任委員長
長瀬一夫氏

厚生経済常任委員長
伊藤栄蔵氏

建設常任委員長
永木徳太郎氏

議会運営委員長
佐藤悍氏

又、常任委員等の構成については、議長の指名によって左記のとおり選任され、正副委員長は委員の互選で選出されました。

◎議会新構成

議長（新）佐藤栄太郎
副議長（再）浅見良一

総務文教常任委員会
委員長（新）長瀬一夫
副委員長（新）佐藤松次郎
委員　武藤昭夫
〃　高橋寿
〃　阿部由平
〃　佐藤三次
〃　原清衛

厚生経済常任委員会
委員長（再）伊藤栄蔵
副委員長（新）佐久間正夫
委員　浅見良一
〃　佐藤千代志
〃　鈴木新太郎
〃　坂井正四
〃　佐藤正明

建設常任委員会
委員長（再）永木徳太郎
副委員長（再）金川寿樹
委員　佐藤悍
〃　杉本治一郎
〃　岩田大
〃　入山敏男
〃　涌井幸一

議会運営委員会（兼任）
委員長（新）佐藤悍
副委員長（新）佐藤千代志
委員　武藤昭夫
〃　長瀬一夫
〃　伊藤栄蔵
〃　永木徳太郎

参院補選投票結果

卒直に反応か、若年層ほどソッポ

参院補選の投票率は史上最低といわれ、県平均では四二・八九％であったものの、やはり史上最低を記録しました。

今回新しい試みとして、全県下市町村の一投票区を抽出し、年令別投票状況をみる調査が行なわれました。

この結果からは、有権者の政治意識等を云々することは当を得ず、選挙の内容によって変動することを考えると、即断は禁物でしょう。

調査した投票区には、第一投票所（横越上・中・下）で全体の投票率では村平均より三・三七％も上回っています。

年代別では、七〇才以上を除くと若年層になるほど投票率は低く、二〇才代では三六・七六％と大きく下っています。表示されていませんが二〇才代中、三〇％以下の年令では二三才、二四才、二五才二〇才ではなんと一七・〇八％といった具合で、一〇人中投票したものは二人にも達してないことがわかりました。

概して若年層に棄権が多かったのは、俗にいわれる若者の無関心、無党派、脱政党等の言葉があてはまるのでしょうか。それとも、投票所へ出向くに値しない選挙であったとみるべきか、そうだとすれば、有権者の政治意識の問題以外に原因があったような気がします。

◇投票状況◇

有権者数	5,957
投票者数	2,614
投票率	43.88%

投票区	有権者	投票者	投票率 %
第1（横越）	1,706	806	47.25
第2（沢海）	1,016	445	43.80
第3（木津）	781	335	42.89
第4（二本木）	866	328	37.88
第5（小杉）	741	318	42.91
第6（藤駒）	269	148	55.02
第7（焼山）	119	58	48.74
第8（川根谷内）	459	176	38.34

候補者得票状況

候補者氏名	党派	得票数
よしだ正雄	日本社会党	1,284
長谷川信	自由民主党	1,129
丸山久明	日本共産党	101
高田がん	無所属	51
	無効	(49)

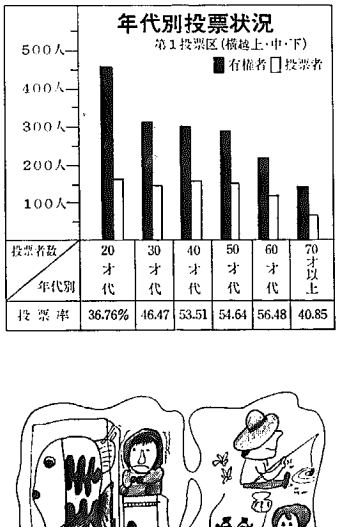

所得税特別減税のお知らせ

—税務署から—

今回、昭和51年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。還付される金額は、本人は六千円、控除対象の配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし納めた昭和51年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。還付方法とその手続は次のとおりです。

サラリーマンの場合

本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、およそ、六月～七月ごろ、賞与や給与を受取るときに、勤務先から還付されます。（給与支払者の事務等の都合により、八月以降になる場合もあります）

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月下旬ごろに税務署から還付を受けられる金額をお知らせします。その際、同封された還付請求書に、所要の事項を記入して税務署に返送してください。そうすると、税務署から還付金の支払通知書によって郵便局で還付金を受取ることになります。

其の他

還付請求書を提出されてから、還付金を受取るまでに一～二ヶ月かかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

くわしくは税務署（所得税担当）へおたずねください。

老人医療費受給者証更新手続について

七十才以上（一部六十五才以上六十九才までの障害老人等）で現在老人医療費受給者証の交付を受けている者の有効期限が六月三十日です。左記のとおり更新手続きを行いますので忘れずに手続きをして新規の受給者証の交付を受けて下さい。

記

○六月二十八日…横越、川根谷内（焼山も含む）木津
○六月二十九日…沢海（藤駒）
○六月三十日…二本木、小杉

☆持ってくる物
(1)現現在所持している老人医療費受給者証
(2)保険証

〝ねたきり老人医療費助成に関する認定基準について〟

○六十五才以上六十九才までの者で、三か月以上常に臨床し、日常生活における基本的な動作（食事、排便、入浴、起臥等）が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつその状態が継続すると認められる者は老人医療費助成事業の適用を受けられますので要件を満たすと思われる者は役場住民課社会係にご相談下さい。

夏の食品衛生
食中毒とは

食中毒は、一年中起こりますが、とくに多いのはやはり暑いときで、六月～十月のあいだに年間の発生件数の半分以上が登生しています。六月の入梅のころに急増し、八月にはピークに達するというわけです。その理由として、気候が高温多湿で菌がふえるのに適していること、私たちのからだが夏には消化機能が低下して体力が弱くなっていること、そのうえに、日本独特の習慣である生の魚で起こる腸炎ビブリオの食中毒が夏に集中していることなどです。ですから、腸炎ビブリオによる食中毒をなくすることができるとすれば夏の食中毒はぐんと減ることになります。

※食中毒の予防三原則

【1】清潔、迅速、加熱冷却

調理の前に手をよく洗うことをまず忘れないようにしましょう。食器、まないたなどの調理器具を熱湯や日光で消毒すること。ふきんはよく洗って乾かしたものを使用しなければ、食器、調理器具を消毒しただけでは片手落ちとなります。指に傷やおできのある人は、指サックをつけて調理すること。食品が、ネズミやゴキブリなどの害虫に汚染されないように、保存に充分気を配ることがたいせつです。

【2】迅速（じんそく）

生の食品材料はできるだけ早く調理すること、つぎに調理したものは早く食べるということが、食中毒予防の重大なポイントです。食べるだけ調理することがたいせつですが、食べ残したものをもったいないからといってとっておくのは、菌が多量にふえることになり危険です。もったいないからとっておく!!ではなく!!もったいないけど捨てる!!ことです。

【3】加熱冷却

菌は熱にたいへん弱く、70℃以上になれば死んでしまいますから食品にはなるべく火を通すことです。冷却しても菌は死にませんが、繁殖を防げます。繁殖を防ぐ温度は5℃以下です。

水道を正しく使って
水道週間 6月1日～7日 豊かな生活

健康を守り生活を豊かにはぐくむ水道は、一日も休むことなく活動を続けています。この清浄な水を豊富に供給する水道を考え、理解と関心を高め、健全な発展を図る国民的な運動—これが『水道週間』で今年は19回目です。

横越村でも昭和三十六年九月の給水開始以来十五年余を新津市万願寺浄水場より給水を行ってきましたが、昭和五十三年四月から阿賀野川浄水場（新潟市横越村共同施設）に切替えされ、給水不良地区を解消し豊なくらしと健康をはかろうと努力しています。

しかしこの水も限られた水資源と高い経費をかけて、つくられているのですから大切につかわなければなりません私達が日常なにげなくつかっている水道、その水道の果たす重要性をこの水道週間でもう一度再認識し、大勢の皆さんが水道に親しみと関心をもち、水道事業が健全に発展するよう協力し合いましょう。